

宮代町議会告示第2号

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月14日

宮代町議会議長 川野 武志

宮代町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示
宮代町議会の個人情報保護に関する条例施行規程(令和5年宮代町議会告示第
1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」
に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を
「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6) ～ (15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</p> <p>(17) (略)</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6) ～ (15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</p> <p>(17) (略)</p>